

【災害の義援金・見舞金 具体例】

皆様、こんにちは。税務部の今井貴之です。

今回は、先月号に引き続きまして、災害関連で支出する義援金等の税務上の取扱いについて解説させていただきます。先月号では、概要を解説させて頂いておりますが、今月号では、実際にお問い合わせ頂いた具体例をご紹介します。



Q1 当社(法人)では、社員から義援金を募り、会社で取りまとめ、一括して、日本赤十字社へ寄付をしたいと考えております。この場合、寄付をした社員は、所得税の寄付金控除の適用を受けることができるのでしょうか。

<A> 寄付をした社員の方は、所得税の寄付金控除の適用を受けることができます。ただし、この場合、いくつか注意が必要になります。

① 所得税の寄付金控除を受ける場合には、寄付をした方がご自身で、寄付を行った年の翌年の確定申告を行うことが必要になります。会社で行う年末調整では、適用が受けられませんので、ご注意ください。

② ①で記載したように所得税の寄付金控除を受けるためには、確定申告を行うことが必要になります。この際には、領収書や受領証等の寄付したことが確認できる書類が必要になります。会社で一括して寄付を行う場合、日本赤十字社では、「対象者のお名前・ご住所・金額」の一覧表をエクセルデータで送付することで、受領証を分割で発行してくれます。所得税の寄付金控除の適用を受けるために確定申告を行う際には、この受領書を添付することが必要になります。

Q2 当社(法人)では、寄付を目的とした商品を販売することにしました。販売に際しては、「この商品の売上は、寄付金とさせていただきます。」という宣伝を行っております。この場合の会計処理はどのようにすれば、よろしいのでしょうか。また、このような形で商品を購入されたお客様が、所得税の寄付金控除の適用を受けたいとおっしゃった場合、適用は受けられるのでしょうか。

<A> 寄付を目的とする場合であっても、商品を販売している事実には変わりはありません。したがって、会計処理は、通常の商品販売と同じように売上計上を行います。その上で、この売上金をもとにして、所定の手続きのもと、寄付を行った際に寄付金として費用計上を行い、寄付金控除の適用を受けることになります。

また、商品を購入されたお客様も、寄付を目的にしている支出とはいえ、商品を受け取っており、通常の商品購入と何ら変わりはありません。したがって、所得税の寄付金控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

今回のご回答以外にも、それぞれのケースによって、それぞれの対応方法や注意点が考えられます。実際のお手続きの際には、弊社または専門家の方へご相談ください。

<先月(No113)号の訂正>

先月号において解説しました、所得税の寄付金控除における控除可能額について、「所得金額の40%相当額を上限とする」として、お伝えしておりましたが、先月号の編集後に成立しました震災特例法案により、平成23年、24年、25年分の所得税における大震災関連寄付については、寄付金控除の控除可能限度枠を総所得の80%に拡大することになりましたので、ご注意ください。

法令や取り扱いにより、内容が変わることもありますので、くわしくは弊社担当までお問い合わせください。

(税務部 / 今井 貴之)